

岡山市遺族会等補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、戦争犠牲者遺族等の福祉の向上等を図るため、別表に掲げる団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

（補助対象事業）

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表の補助対象事業欄に掲げる事業とする。

（補助事業者）

第3条 補助事業者は、別表補助対象者欄に掲げる団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して1年を経過していない者は、補助事業者としない。

（補助対象経費）

第4条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、報償費、旅費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料、賃借料及び負担金とする。

（補助金額）

第5条 補助金額は、前条に定める補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）で、別表限度額欄に定める額を上限とする。

（交付申請）

第6条 規則第5条第1項に規定する市長が定める期日は、毎年4月末日までとする。

（状況報告、着手届及び完了届の免除）

第7条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

（補助金の完了前交付）

第8条 規則第19条第1項ただし書の規定により、当該団体等の円滑な活動を支援するため、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

岡山市戦没者遺族会補助金交付要綱（平成5年4月1日施行）、岡山市傷痍軍人会補助金交付要綱（昭和52年4月1日施行）、岡山市郷友会補助金交付要綱（昭和52年4月1日施行）、岡山市原爆被爆者の会補助金交付要綱（昭和52年4月1日施行）、岡山市戦災死者遺族会補助金交付要綱（昭和52年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月31日から施行し、平成17年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別 表

補 助 対 象 者	限 度 額	補 助 対 象 事 業
岡山市遺族連合会	825,000円	1 戦没者遺族の福祉向上事業 2 各種手続きの指導相談事業 3 法改正普及事業 4 国、県、市主催の追悼式への参加 5 研修、広報、交流、調査研究等の事業
岡山市西大寺遺族連合会	303,000円	
岡山市一宮地区遺族会	89,000円	
岡山市津高地区遺族会	96,000円	
岡山市高松地区遺族会	112,000円	
岡山市吉備地区遺族会	94,000円	
岡山市妹尾地区遺族会	90,000円	
岡山市福田地区遺族会	61,000円	
岡山市上道地区遺族連合会	88,000円	
岡山市興除地区遺族会	91,000円	
岡山市足守地区遺族会	91,000円	
岡山市藤田地区遺族会	69,000円	
岡山市御津遺族連合会	107,000円	
灘崎遺族会	86,000円	
建部町遺族会	101,000円	
岡山市瀬戸遺族連合会	102,000円	
岡山市原爆被爆者会	135,000円	1 被爆者の福祉向上事業 2 医療法等に基づく各種手続きの指導相談事業 3 被爆者の健康診断 4 慰霊追悼式典事業 5 被爆入院患者の見舞い
西大寺地方原爆被爆者会	60,000円	
岡山市戦災遺族会	224,000円	1 戦災死者遺族の福祉向上事業 2 国、県、市主催の追悼式への参加